

児童手当制度のご案内

目的

児童手当は、児童を養育している家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

支給対象

児童手当は、原則として日本国内に居住する中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している父母等に支払われます。

支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※ 支給対象者の所得が所得制限限度額以上で所得上限限度額未満の場合は、上記にかかわらず、特例給付として月額一律5,000円になります。所得上限限度額を超える場合は、支給されません。

（所得制限については下記をご覧ください）

※ なお、受給資格者は父母等のうち生計を維持する程度の高い方となっており、基本的には恒常的収入の高い方となります。

支給時期

毎年6月・10月・2月に、それぞれ前月までの手当（4ヶ月分）を支給します。

例）6月支給日には、2～5月分の手当を支給します。

手続きの方法・・・はじめに行うこと

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したりしたときは、「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です。（公務員の場合は勤務先に）。

認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。出生や転入の場合、15日以内に役場へ申請してください。

【申請の際に必要なもの】

- * 個人番号を確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- * はんこ
- * 請求者名義の通帳
- * その他、請求者の状況に応じて必要になるものがあります。

【手続きにおいて必要な本人確認資料】

- * マイナンバーカード
- * 運転免許証
- * 運転経歴証明書
- * 旅券 等



手続きの方法・・・続けて手当を受ける場合

【現況届】

毎年6月1日における状況を確認するもの。

令和5年度から原則提出が不要となりましたが、下記に該当する方で続けて手当を受給するためには、「現況届」を6月中に提出してください。

※提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市町村で受給している方
- 支給要件児童の戸籍がない方
- 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- その他、村から提出の案内があった方。

【他の市区町村に住所が変わるとき】

他の市区町村に住所が変わる場合は、新郷村に「受給事由消滅届」の提出が必要になります。また、転出後の市区町村で手当の支給を受けるためには、新たに認定の請求が必要になります。

※手続きが遅れますと、受けられる月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

【その他】

手当支給の対象となる児童が増えたときや減ったとき、手当の受給資格がなくなったとき、手当を受けている方や児童の住所や名前が変わったときなどは届け出が必要です。

【子育てワンストップサービス】

マイナポータルの「ぴったりサービス」で、オンライン申請ができます。

※オンライン申請には、マイナンバーカードが必要になります。ご利用には、マイナンバーカードに対応するICカードリーダーまたはスマートフォンが必要です。

所得制限限度額・所得上限限度額について

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

児童を養育している方の所得が、上記表の①（所得制限限度額）未満の場合、表面の支給額を、所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たりの月額一律5,000円）を支給します。

令和4年10月支給分（6～9月分）から、児童を養育している方の所得が②以上の場合、児童手当は支給されません。

※前年中（1月から5月分の手当については、前々年中）の所得で審査します。

※老人控除対象配偶者・老人扶養親族1人につき6万円を所得限度額に加算します。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。